

(公社)静岡県宅地建物取引業協会  
中部支部 会員 各位

(公社) 静岡県宅地建物取引業協会中部支部  
支 部 長 長谷川 晃弘  
人材育成委員長 丸山 満由美

## 令和 6 年 度 第 1 回 実 務 研 修 会 の ご 案 内

拝啓 時下ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。日頃より協会事業にご協力いただき、誠にありがとうございます。

さて、中部支部では「実務研修会」を下記日程で開催いたします。会員・従業者のほか、一般の方でも興味のある方も聴講できます。ぜひご参加くださいますようお願い申し上げます。 敬具

記

【日 時】 令和 6 年 8 月 6 日 (火) 14 時 00 分～16 時 15 分 (受付 13 時 30 分～)

【会 場】 静岡市東部勤労者福祉センター 清水テルサ 6 階 研修室 (大)  
(静岡市清水区島崎町 223 JR 清水駅みなと口より徒歩約 5 分)

【定 員】 現地受講 約 40 名 (先着順) Zoom 受講 約 100 名

【内 容】 (1) 「宅建業者が売買等に関して受けることができる報酬額の改定について」  
講師：静岡県宅地建物取引業協会 本部職員 14:05～14:15

(2) 「農地と農地法 3 条の改正等について」(講義 90 分、質疑応答 20 分程度)

① 農地法 3 条許可等について (農地貸借や売買など)

② 農地の相続について ③ 不動産業者にできること 14:20～16:10

講師：野口真守行政書士事務所 野口 真守 氏

農地・森林を専門とする行政書士をお招きし、農地法 3 条と農地について、また、相続した農地の調べ方や活用方法等、不動産業者にできることについてご講義いただく予定となっております。

【受講方法】 現地会場での受講、もしくは Zoom を使用したオンライン受講

Zoom 受講にてお申し込みをされた方には、開催日数日前までに受講の際に必要な以下についてメールにてお知らせいたします。(Zoom ログイン用 URL・ID・パスワード、資料ダウンロード用 URL 等)

【申込方法】 以下の協会ホームページよりお申し込みください。

<https://www.shizuoka-takken.or.jp/workshop/detail.php?N=299&C=1>

もしくは   → 中部支部 → 研修会・講習会の日程 → 第 1 回実務研修会

ホームページ内の当該研修ページ最下部の申込フォーム「この研修会・講習会に申し込む」からお手続きくださいますようお願い申し上げます。

【申込締め切り】 7 月 31 日 (水)

【問い合わせ先】 (公社) 静岡県宅地建物取引業協会中部支部 (平日 9 時～17 時)

TEL: 054-204-1885 メール: chubu-kensyu@shizuoka-takken.or.jp

※ 車で来場される場合は、現地会場に駐車場はないため、近隣の有料駐車場をご利用ください。

※ 会員以外の不動産業者の方は、受講料 3,500 円です。(会員・従業者、一般 無料)

◇この研修は、宅建業法 64 条の 6 に基づいて実施される研修であり、宅地建物取引に従事する者等に対し宅地建物取引業に関する知識及び能力の向上のため実施します。

(公社) 静岡県宅地建物取引業協会中部支部・(公社)全国宅地建物取引業保証協会静岡本部 共催

以上